

福岡県公報

平成27年9月18日
第3729号

目次

告示 (第750号 - 第757号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) 1
- 廃川敷地等の発生 (河川課) 1
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 2
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3

公告

- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 3
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課) 5
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) 6

再掲

- 家畜伝染病の発生 (畜産課) 6
- 特定危険薬物の指定 (薬務課) 6

正誤

- 福岡県公報正誤 (福岡県公報平成27年7月24日第3713号) 中正誤

(河川課) 7

告示

福岡県告示第750号

福岡県青少年健全育成条例 (平成7年福岡県条例第46号) 第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代10月号	雑誌15277-10	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント10月号	雑誌15115-10	マイウェイ出版社	

福岡県告示第751号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令 (昭和40年政令第14号) 第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

- 河川 の 名称
矢部川水系沖端川
- 廃川敷地等生じた年月日
平成27年9月1日
- 廃川敷地等の位置
柳川市本船津町58番1

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

27㎡

福岡県告示第752号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市二丈鹿家字長谷1の2、字立花605の1、614の1、614の4、614の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第753号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

豊前市大字岩屋2023の16、2023の17、2034

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

2023の16・2034（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第754号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

1(1) 解除予定保安林の所在場所

築上郡築上町大字寒田35の4（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

築上郡築上町大字寒田35の4 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第755号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

糸島市瑞梅寺字高柳1422の3

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第756号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	寒 田 下別府 線	前	築上郡築上町大字本庄 1831番6先から 築上郡築上町大字本庄 1467番1先まで	4.6 ～ 20.0	797.4
			後	築上郡築上町大字本庄 1831番6先から 築上郡築上町大字本庄 1467番1先まで	9.8 ～ 20.0	797.4

福岡県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年9月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	小山田 東八田 線	築上郡築上町大字築城1406番1先から 築上郡築上町大字築城1410番1先まで

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年8月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人久留米アザレアスポーツクラブ

(2) 代表者の氏名

南 孝輔

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市本山一丁目13-1 サンライズ藤光202号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害の有無などに関わらず、地域の幼児から中高年齢者までのすべての人に対して、スポーツ教室を実施し、スポーツ選手の育成や指導者養成に関する事業を行い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を通じて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年8月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人毎日元気支援センター

(2) 代表者の氏名

西口 広貴

(3) 主たる事務所の所在地

八女市本町553番地2

(3) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業や、介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行う。また、訪問介護員養成研修の初任者資格取得事業、認知症を中心とした高齢者介護や障害者介護の講習会事業を行うことで、専門家を育成するのみでなく地域社会が一体となり問題を分かち合い、高齢者や障害者と共に住みよいまちづくりを推進していくことに寄与することを目的とする。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ那珂川店

(2) 所在地 筑紫郡那珂川町松木一丁目21番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成27年8月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス宇美原田店
 (2) 所在地 糟屋郡宇美町原田二丁目522番1、523番1、523番4

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社コスモス薬品	代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成28年4月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,212.49平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
店舗西側	45
合計	45

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数 (台)
店舗北西側	6
合計	6

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積 (平方メートル)
店舗北側	27.0
合計	27.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量 (立方メートル)
店舗建物内北側	10.57
合計	10.57

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地北西側、敷地北側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称
旭商石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡市中央区舞鶴三丁目8-10-207
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成27年9月1日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成27年9月18日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
行橋都市計画道路事業 3・3・2号 行橋停車場線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県京築県土整備事務所 豊前市大字八屋2007番地の1
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
行橋市宮市町、大橋三丁目、中央三丁目及び中央二丁目地内
 - (2) 使用の部分
行橋市大橋三丁目及び中央二丁目地内

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第737号の2

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年9月4日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生日
ヨーネ病	牛（乳用種）	患畜	2頭	福岡県大牟田市	平成27年9月3日

福岡県告示第749号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成27年9月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 特定危険薬物の名称
 - (1) 化学名 1 - (ベンゾフラン-5-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類
 - (2) 化学名 1 - (2, 3-ジヒドロベンゾフラン-6-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類
- 2 指定の理由
他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。
- 3 施行期日
平成27年9月17日

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
27・7・24	3713	正誤		16				表中	○○ 3564	●● 3654